

概要

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、下請法に違反する行為等が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う集中調査を新たに実施。

→ 令和7年4月以降、**運送事業者間の取引における下請法違反被疑行為について集中調査**を行い、
運送事業者に対して、**2件の勧告及び530件の指導**を行うとともに、中小企業庁において下請Gメンによるヒアリングを実施した。

主な違反行為の傾向と改善のための取組（指導事例等）

書面の不交付・記載不備

- 運送業務を委託する際、**発注書面等を交付していなかった**。
- 運送業務以外の役務（荷待ち、積込み・取卸し等）を委託しているにもかかわらず、委託する際に当該役務を「**提供される役務の内容**」として記載していなかった。

買いたたき

- コスト上昇局面において、受託側の運送事業者と**協議を行うことなく代金を据え置いていた**。
- 受託側の運送事業者が代金の引上げを求めたにもかかわらず、理由を**書面等で回答することなく、代金を据え置いていた**。
- 委託内容として発注書面等に記載しているにもかかわらず、運送業務以外の役務について**協議を行わず、その代金を支払っていなかった**。

不当な経済上の利益の提供要請

- 委託内容として発注書面等に記載していないにもかかわらず、**運送業務以外の役務（荷待ち、積込み・取卸し等）を無償で行わせていた**。
- 有料道路の利用が必要な運送業務であるにもかかわらず、**有料道路の利用料金**を受託側の運送事業者に負担させていた。

- ✓ **運送業務以外の役務**を委託しているにもかかわらず、委託内容として記載していない運送事業者に対して、**具体的に明記**するよう指導。
- ✓ **発注書面等**に「**その他一切の附帯業務**」という記載をしていた場合、役務の内容について**運送業務以外の役務**を明確にしよう指導。

- ✓ 運送事業者に対して、受託側の運送事業者との**十分な価格協議を行う場を設けるよう**指導。
- ✓ 協議の際には、**昨今の労務費等のコスト上昇を考慮し、十分な協議を行った上で代金の額を定める**よう指導。

- ✓ 運送業務以外の役務の内容を**運送業務とは区別して定め**、当該役務に係る対価について**十分な協議**を行い、適正な対価を定めて支払うなど、**受託側の運送事業者の利益を不当に害さない**よう指導。

今後の対応等

運送事業者間の取引においては、**取適法、トラック法等の関係法令の遵守を徹底し、物流業界全体で事業者間の対等な価格交渉の確保への機運を醸成しながら、取引適正化を進めていくことが求められる。**

- 物流業界の取引適正化を阻害する行為に対して**シームレスに対応**するため、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省との3省庁で**執行情報の共有を行う連絡会議を定期的に開催するなど**、一層の執行連携に取り組んでいくこととする。
- 公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対応していくこととする。